

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

八女市立黒木西小学校

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。いじめ防止対策推進法第13条により、学校いじめ防止基本方針を策定する。

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年度より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【心理的な影響】冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

【物理的な影響】嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(2) 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校教職員は、十分に児童理解を行い、いじめが起こりにくい学校・学級をつくるように努めるとともに、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

(3) いじめの基本認識

- ① 「いじめは絶対に許されない。」
- ② 「いじめは卑怯な行為である。」
- ③ 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」の3つを共通認識とする。

2 いじめ防止等対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止の取組

ア 経営課題に、「いじめや人権を踏みにじるような言動をしない、見過ごさない」児童の育成と共に教職員の意識高揚を図ることをあげ、その実現に向けて組織的に取り組む。

- ・すべての児童が活躍でき、互いが認め合えるような「絆づくり」を行う。
- ・自己存在感や充実感を感じる「居場所づくり」を行う。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に、道徳教育においては、「いじめの問題」を自分の問題としてとらえ、いじめに真正面から向き合えるようにする。

- ・規律ある学級づくりが素地となるよう近接学年で取り組む。

- ・他者から認められる自己有用感がもてる学校・学級にする。
 - ・「ひやかし・からかい」を笑いの対象とならないような学級づくりを行う。
 - ・教職員が積極的に気になる児童に声をかけ、SOSを出しやすい雰囲気をつくる。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、いじめの未然防止に資する児童の育成を行う。いじめ防止標語をPTAとともに取り組むことを通して未然防止に努める。
- エ いじめの未然防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道德の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文発表や人権週間等における外部講師等の活用を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応と教育相談体制の整備

① いじめの早期発見と早期対応

- ・「チェックリスト」等を活用した観察及び情報の共有化（毎週1回の連絡会における気になる子の共通理解）
- ※「チェックポイント P23～」（「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き（改訂版）」福岡県教育委員会令和3年3月版）を活用し、登下校や学習中、休み時間等の児童の変容を観察し、個別の相談等を行い、情報を職員で共有する。
- ・いじめ問題に特化したアンケートの実施（月1回）
- ・いじめ問題に特化した無記名アンケート・・・年3回（5月、9月、1月）の実施
- ・アンケート等については、各学年ファイルに保存・保管する。
- ・家庭用チェックリスト（年2回6月・10月）の実施
- ・スクールカウンセラーの指導助言を受けるいじめ防止対策委員会（全職員）の実施
- ※けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目して、いじめに該当するか組織的に判断する。

② 教育相談体制の整備

- ・アンケートの結果を活用した教育相談の充実（教育相談週間）年3回（5月・9月・1月）

③ ハ女市版心のアンケート等の各種アンケートを実施し、その結果を活かして学年全体としての傾向と一人一人の児童の状態を把握し、個別指導や教育相談に活用する。

(3) 組織的な指導体制の整備

- ① いじめ問題への取組を推進する「いじめ防止対策委員会」を月1回実施
- ② 担任等は、事例を必ず「いじめ防止対策委員会」に報告し、いじめについての判断は委員会で決める。
- ③ いじめの報告（月別及び個別の記録整理、中学校卒業まで保存）・連絡体制を整備し、適時に実施
- ④ 特に配慮を要する児童に対して、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対して必要な指導を組織的に行う。
- ⑤ 前月いじめとして報告があったことを「いじめ防止対策委員会」の冒頭で確認する。

(4) いじめ問題などに関する校内研修の充実

- ① いじめ防止等の対策に関するSCやSSWを招聘した研修を年間計画に位置づけて実施。
- ② 職員の資質向上を図る警察や少年補導関係者、スクールカウンセラー等専門的な知識を持つ人材を講師として招聘し、研修の機会を設定する。（SC：年3回活用）
- ③ いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反していることを全職員に周知する。

(5) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット・携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、これらを通して行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、年間計画の中に外部講師を招聘し、インターネットや携帯電話等の情報モラルについての研修会を位置づける。

(10月3・4・5・6年生児童及び保護者対象)

(6) いじめ発生時の初期対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめを発見した場合、第1に被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ③ 校長は、いじめの報告を受けた場合、「いじめ防止対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行う。その結果の報告を受け、対応方針を決定する。
- ④ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤ いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑥ いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事態に係る情報の共有を図る必要な措置を取る。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、八女市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応をとる。

○ 生命・心身又は財産に重大な被害とは、次のような場合を想定する。

- ・ 児童が自殺を図ろうとした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

② 重大事態の発生

- ・ 八女市教育委員会へ重大事態の発生を月例報告文書中の参考様式1にて報告
- ・ 八女市教育委員会は調査主体が「教育委員会か学校か」を判断

● 学校が調査主体となった場合

- ・ 学校に重大事態の調査組織を置く
- ・ 事実関係を明確にするための調査の実施
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ・ 調査結果を教育委員会へ報告
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置：再発防止に向け取組の実施

● 教育委員会が調査主体となった場合

- ・ 教育委員会の指示のもと、資料提出等の調査に協力

(8) いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と考えないようにする。次の2つの要件を満たして解

消とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。② 被害者本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと。 |
|--|

3 本年度の具体的目標

(1) 本校の実態

① 生活アンケートの結果から

約(70)%の児童が様々な活動を通して自分のよさを見つけている。また、友だちのよさについては(84)%の児童が見つけている。

② いじめの報告(報告いじめ件数)

いじめアンケートや児童観察による随時の指導と早期発見・早期解決に努めたが、令和7年度は2件のいじめを報告した。(あだな、からかい等)

(2) 本年度の重点目標

令和7年度の学級での指導やアンケート等の結果を考慮し、令和8年度はいじめ防止の重点目標を下記の通り設定する。

【令和8年度いじめ防止に係る重点目標】

- | |
|--|
| ・「名前を大切にすることは、友だちを大切にすること」を実感できる子どもの育成 |
|--|

(3) 目標達成に向けての手立て

① いじめ防止に向けた日常の取組

日常生活での児童の変容を見逃さないために次のような取組を行う。

- ア 児童の日記や児童との対話、友だち同士の対話に気をつけ、生活態度や思考の変化に注意する。「チェックポイント P23～」(「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き(改訂版)」福岡県教育委員会令和3年3月版)を活用し、登下校や学習中、休み時間等の児童の変容を観察し、個別の相談等を行い、情報を職員で共有する。
- イ 保護者との連携を取り合い、安心して相談できる人間関係を築く。学校に於いて気になることがあった場合は、早い時点で保護者に連絡し、学校と家庭の両面から支援に当たる。
- ウ 定期的に「チェックリスト」を活用し、児童の変容を確認する。
- エ 気になる児童については、毎週月曜日の連絡会及び月末職員会議で全職員に報告し、全職員共通理解のもとで指導、支援に当たる。

② 学校におけるいじめの未然防止の対策

※すべての児童が活躍でき、互いが認め合えるような「絆づくり」を行う。

※自己存在感や充実感を感じる「居場所づくり」を行う。

- ア 分かる授業づくり・・・全ての児童が意欲を持って学習に参加し、活躍できる授業作り
 - ・朝の活動は、家庭学習の確認、振り返りによる基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・「分かる・出来る喜びを味わう」学習の充実→「わからない」が言える教室
 - ・互いの考えを伝えあい、更に考えを高め合う学習の推進(交流学习の充実)
 - ・個に応じた家庭学習習慣づくり
 - ・重点教科の二人指導体制、少人数指導による個に応じた指導の充実
- イ 学習規律の徹底
 - ・西小スタンダード(話し方、発表の仕方、聴く姿勢)の徹底

- ・筆箱の整理や机上の整理を通した集中力・作業力アップ

ウ 仲間づくり

- ・話し合い活動や学級活動の充実による学級集団づくり
- ・学校行事や委員会活動への主体的な参加意識を育てる児童会活動の充実
- ・縦割り集団活動（集団遊びや縦割り掃除）による仲間づくりの推進
- ・水曜日朝の活動・・・係活動の充実を通して自己存在感を醸成
- ・挨拶運動や「さん」づけの児童会や学級全体での取組推進
- ・「笑いの質」を問う・・・茶化す笑いを許さない

エ 実体験を通して、人・ものを大切に作る心の育成

- ・社会体験、自然体験、交流体験を通した豊かな人間関係づくり→ハ女ふるさと学

オ 人権学習・道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習づくり
- ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ・「命の尊さ」を考える授業

(4) いじめ防止対策委員会

- ・全職員による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じてスクールカウンセラーや警察等の派遣を要請する。(月1回)

- ・いじめの未然防止、いじめ対応への組織体制の設置と活動の定例化
- ・必要に応じて、市内、又は近隣の小中学校、警察等との連携を取りながら対応に当たる。
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期解決に関する取組推進（アンケート調査、教育相談、職員の研修等）
- ・いじめ事案に関する対応検討推進

(5) 黒木小中連携におけるいじめ防止

- ・小中連携推進会議生徒指導部会において、各校の実態を報告し合い、黒木地区全体としていじめ防止に取り組む。

(6) 評価・改善

- ① いじめ防止年間指導計画（年間指導計画表）
- ② いじめ防止に関する道徳・特別活動の関連指導一覧
- ③ 評価

P D C A サイクルによって、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- ・年に2回（10月、1月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- ・分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。また、改善すべき点は、随時改善し共通実践につなげる。